

令和5年度 一級建築士定期講習 修了考査問題 (例)

【建築基準法】

- 問 1 建築基準関係規定には、建築基準法令の規定によるもの、建築基準法施行令第9条で定めるもの、みなし規定によるものがある。
- 問 2 階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行う場合、設備設計一級建築士の関与が必要である。
- 問 3 床面積が150㎡の事務所をリノベーションし共同住宅にする場合には、用途変更の確認申請が必要である。
- 問 4 鉄骨造で地階を除く階数が4以上の建築物については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の対象となる。
- 問 5 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の確認済証の交付を受けるには、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書又はその写しを、確認申請をした建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。
- 問 6 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の工事完了検査では、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかは、検査の対象ではない。
- 問 7 確認申請の審査において、認定型式に適合する建築材料を用いる建築物は、審査項目から一部の規定が省略される。
- 問 8 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、建築主は、検査済証の交付を受ける前においても建築物を使用できる。
- 問 9 指定確認検査機関は、違反建築物の建築主等に対して、違反を是正するために必要な措置の命令を行うことができる。
- 問 10 既存不適格建築物の増改築等を行う場合、構造耐力関係だけでなく、その他の規定の緩和を受けることができる。
- 問 11 特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる場合がある。

【都市計画法】

- 問 12 「田園住居地域」は、都市計画法で規定する用途地域の一つである。

【バリアフリー法】

- 問 13 床面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に義務付けられる、車椅子使用者用客室の設置数については、建築する客室総数の5%以上とする。

【消防法】

- 問 14 多数のものが出入り、勤務し、又は居住する防火対象物には、消防用設備を設置し、維持しなくてはならない。

【建築物省エネ法】

- 問 15 建築主は、非住宅部分の床面積が300㎡以上の建築物の新築等をしようとするときは、原則として、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

【住宅瑕疵担保履行法】

- 問 16 瑕疵担保責任履行のための資金確保は、売主等が保険金の供託を法務局に行うか、住宅瑕疵担保責任保険法人に保険料を支払うことにより行われる。

【最近の改正動向】

- 問 17 建築確認申請時に必要な図書において、建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外階段が木造である場合は、当該屋外階段の構造及び防腐措置等の図面を添付しなければならない。
- 問 18 建築基準法に関する法律等の改正（令和4年6月17日公布）により、木造建築物に係る建築確認及び審査の対象が非木造と統一化され、公布の日から3年以内に施行される。

【建築士法】

- 問 19 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うよう努めなければならない。
- 問 20 一級建築士、二級建築士、木造建築士には、設計等の業務の委託者（委託をしようとする者を含む）から求めがあった場合には、それぞれの免許証又は免許証明書を提示する義務がある。

令和5年度 一級建築士定期講習 修了考査問題 (例)

問 21 建築士法で定める工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

問 22 国土交通大臣や都道府県知事には、建築士に対して報告を求める権限、建築士事務所等への立入検査権限などがある。

問 23 建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計及び工事監理以外の業務を受託する場合には、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。

問 24 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する事項を記載した帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して10年間当該帳簿を保存しなければならない。

問 25 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績、当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

【建築設備】

問 26 日本の住宅を含む建築分野からのエネルギー起源温室効果ガスの排出は、全排出量の約3分の1である。

問 27 日本の浴室・脱衣室は冬季でも寒くないので、このままの状態でも問題はない。

問 28 温熱環境の6要素は、空気温度、放射温度、気流、湿度、代謝量、着衣量である。

【建築構造】

問 29 木造住宅において、品確法の耐震等級は建築基準法より高い耐震性能の評価を行っている。

問 30 木造建築において、壁量計算に用いる壁倍率は、壁倍率1あたり1.96kNである。

問 31 木造建築において、3階建ての木造住宅は壁量計算のみで設計を行ってもよい。

問 32 集成材とCLT(直交集成板)は、同じ素材(ラミナ)を用いているが、積層の仕方が異なる木質材料である。

【建築士の職能、倫理、責任、建築紛争など】

問 33 職能とは、特定の分野における職業上の能力や職務の果たす機能(役割)などを指していると考えられるが、建築士は建築づくりの専門家である職能人として、自己研鑽に励み、高い倫理性を保持すべきであるという意識や自覚のもとに行動する必要がある。

問 34 現代では、専門分野で専門知識やノウハウと一体となった倫理的思考を「職業倫理」と呼び、建築士は高い倫理性を保ちながら、建築設計などの高度な専門性を必要とする業務においては、常に委託者等への説明責任を求められている。

問 35 建築士が業務で負う法的責任には公法上の責任と私法上の責任(民事責任)があると考えられるが、一般に一人の建築士がこれらの責任を両方同時に追うことはないと言われている。

問 36 裁判所の判決によらない紛争解決手段を一般にADRと呼び、民事裁判が公開で専門家の立会が無いのに比して、ADRの審理は非公開で、建築士などの専門家が立ち会い、費用や時間も裁判に比して小さく済むという利点がある、とされている。

【設計及び工事監理の実務と動向】

問 37 業務報酬基準の告示第98号別添一による「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」とは、いわゆる設計者が工事施工段階で行う「設計変更」のことである。

問 38 業務報酬基準の告示による「工事監理に関する標準業務」のうち、工事と設計図書との照合及び確認、工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等、工事監理報告書等の提出の業務は、いずれも建築士でなければ出来ない独占業務に含まれており、法の義務となる業務である。

問 39 工事監理は設計図書の定めや工事監理者の裁量でこれを行うことになるが、国が示した工事監理ガイドラインによる確認の具体的な方法等については、強制力があると考えられ、すべて示された内容のとおりに行わなければならない。

問 40 業務報酬基準の告示第98号による実費加算方法とは、告示で示す業務報酬算定の基準となる算定方法で、業務報酬=業務経費+技術料等経費+消費税の式をいい、告示第四にはこの算定を行う略算方法が示されている。